

2R-4

特54  
459

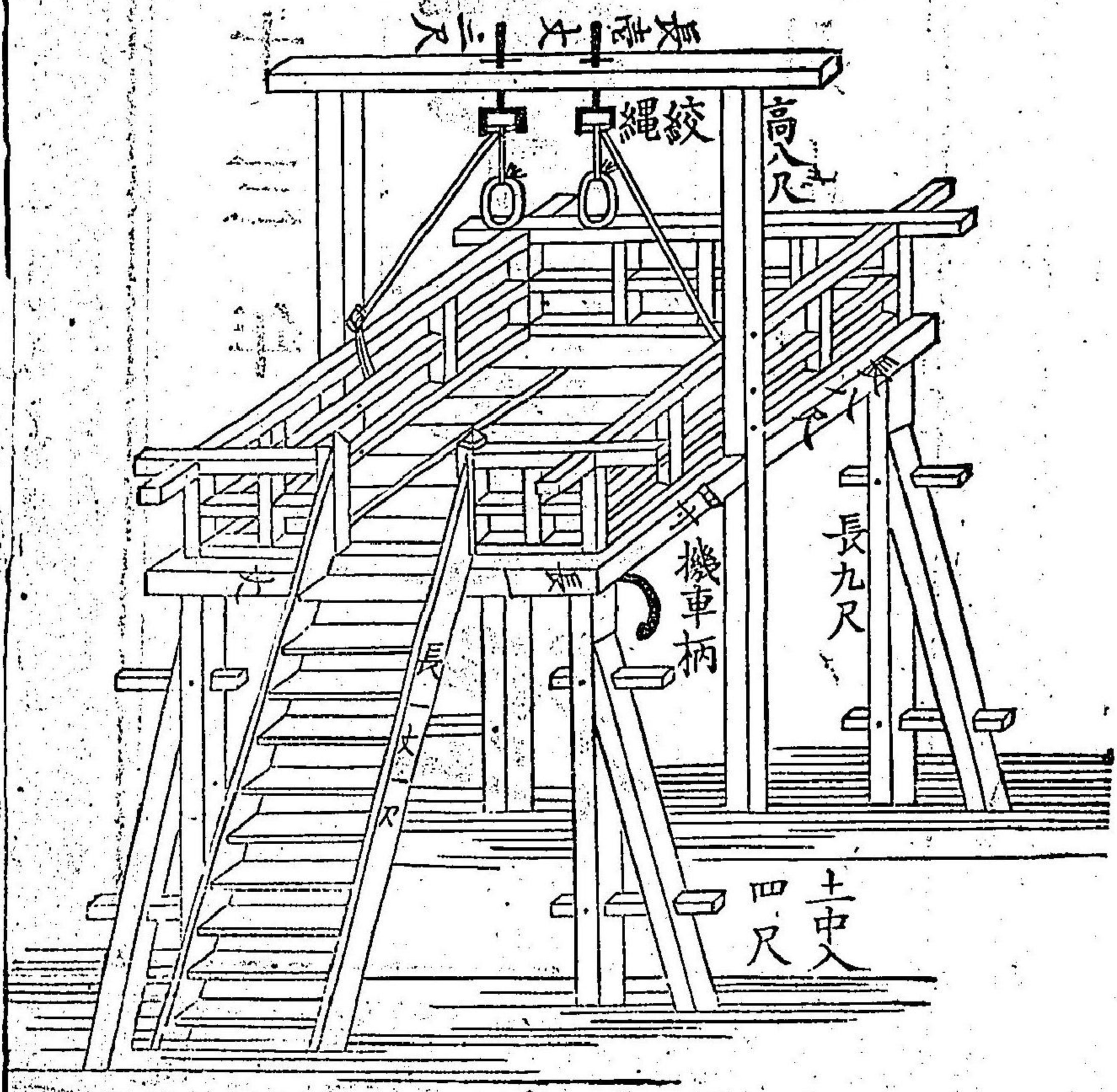
明治十三年

知律の捷徑

第六月出版



凡絞刑ヲ行フニハ先ツ  
 兩手ヲ背ニ縛シ紙ニテ  
 面ヲ掩ヒ引テ絞荷ニ登  
 セ踏板上ニ立シメ次ニ  
 絞繩ヲ首領ニ施シ其咽  
 喉ニ當ラシメ繩ヲ穿ツ  
 トコロ鐵環ヲ項後ニ及  
 ボシ之ヲ緊縮ス次ニ機  
 車ノ柄ヲ挽ケハ踏板忽  
 ナ開落シテ囚身地ヲ離  
 ル凡一尺空ニ懸ル凡二  
 分時死相ヲ驗シ解下ス



知律の捷徑

○強盜

凡そ強盜兇器ヲ持たず威力をもちて人を劫やかり財寶を  
 得ざるものハ皆懲役二年財寶を得るものと贓品を分配せ  
 むといへども贓と併せて首従と分たせしめて罪せらる人と  
 殺すものは重罪とある人と傷付るものハ皆絞罪となるそ  
 の殺し傷付するハ關係せざるものハ只だ盜罪ハ行たる又  
 た兇器を持ちしものは財寶を得ぬとも首ハ絞罪從ハ懲役  
 終身とあり財と得るものと皆斬罪その財を得ぬとも人と  
 殺し傷付るものハ同じく斬罪となる又た藥酒などに人  
 を酔かし財を盗まんと圖るものハ不持兇器として刃物を持  
 たずには押入る強盜の罪ハ行あるも去盜によつて強姦す



るものは成る成ぬを論せず絞罪とある不持兇器強盗の五圓以下の財品を得るもの懲役二年半五圓以上同三年十圓以上同五年十五圓以上同七年廿圓以上同十年三十圓以上懲役終身再び犯すもの之財品と得ずとも懲役終身となる凡そ強盗いまだ家の中に入り財を探さず外にありて見張となし財品と運搬ものの賊と分け分たざるは係らず本犯より一等減せらるその造意者の家の限あらず又た脅迫誘引され畏懼て従ひ行き人の家に入り賊と分配する者の二等を減せらる又た贖と分たせ及び外よて見張り財物と運搬するものは三等と減せらる又た強盗を行はせとも途お出でし捕縛らる盗の情實顯れし行跡あるもの持兇器は懲役三年不持兇器の懲役百日凡て強盗竊盗とも同居の

者その情を知つて居あふし賊を分ち受るものはその受けし賊の高小應し竊盗と準し従として罪せらるるは強盗は重罪のものを知るべし

○ 竊盜

凡て竊盜財と得ぬものハ管四十財と得たるものと賊を分たぬとも賊を併せてりの高小よつて罪せらるる従ハ各々一等を減せらる又た官吏の捕へと拒み抗するものハ強盗をもつて論せらる又し搦摸をするものも罪ハ同じ凡て竊盜三百圓以上を盗み及び三度まで罪と犯したるものと懲役終身し行ハる又た再び犯し財物を得ぬものと一等を加へ三犯以上財を得ざるものハ懲役三年四犯財を得るものと懲役終身また盗よよつて過失殺するものと懲役終身



とある盗の罪の亦た免るゝ所あるかし

○親屬相盗む

凡て各居五等の親屬財物と相ひ盗むもの平人に一等を減せられ四第三等の親屬の親屬のわのく一等を減せらる若し強盗と行ふ者尊長が卑幼と犯すと各く上よめて罪と減ぜらる卑幼者が尊長を犯すの平人ともつて論せらるもし同居の卑幼者他の人を引連れて己れの家財物を盗むものは卑幼と私擅まゝ財物と盗むといふ律に論せられ二等を加へられ罪杖一百よ止まる其他人の凡盗罪よ一等を減せらる若し殺傷付するもの各々尊長卑幼を殺傷するといふ律に照らさる他人とよとへ情を知ぬとも強盗を以て論せらるべし親屬相盗むとは人たるもれり尤有

るまじき事あり

○雇人家長の財物を盗む

凡て雇ひ人家長の財物と盗むもの常人盗をもつて論せられ管主人が自ら盗むものは監守盗ともつて論せらるもし管主人私に自ら借用とし及び人は借與へ又遣るもの罪同じ総て雇人とは戸籍届済の有無に拘わらず雇人承知して一ヶ月以上の期限を定めて雇ひを使はるゝもの雇ひ人とし

○恐喝して財と取る

凡て人を恐喝して財物と取るものその贓品の高を計へ竊盗の準として論せられ一等を加へられ重きは懲役十年よ止めらる弱たものを恐喝し財物を得んと企つるもの世



間少なしとせむ

○ 詐欺て財を取る

凡て官廳並びに私し人を詐り欺きて財物を取るもの、贓品高ふ應に竊盗し準じて重き罪懲役十年お止めするも、し監守する財物を詐り取るもの、監守自ら盗むと云ふ律にて論せられいまだ財を得ぬものとの詐り取らんと欲する財物の數を計へて二等と減じて罪せらる人と詐り欺の惡漢日一日多き愛ふべし

○ 人を畧賣す

凡て人を畧賣して雇ひ人とせるもの、懲役二年半の賤め辱かしめ虐使ひとあさしむるものと皆懲役七年人を略賣して娼妓とするものは成る成らぬを論せし懲役七年妻

妾奴婢とせるものは二年半十歳以下は和といへども畧賣

とと妻と畧賣して娼妓とするもの、凡人略賣方と依る和

めて賣るもの、懲役七十日又た子孫と畧賣して娼妓とす

るものは懲役五十日妹姪及び外孫は各々二等と加へらる

又た人と畧しく自己の妻妾雇ひ人とするもの、畧賣の罪

と同じ又人の妻と畧して他人の妻妾とし及び自己の妻

妾とするものは懲役五年人の妾を畧して妻妾とするもの

と懲役三年凡て人を外國人お賣るもの、成否を論せし懲

役十年をよよつと傷付るもの、皆懲役終身お處せらる

挽近娼妓淫賣女等と多く畧賣されてこれに陥るもの、あ

りどど

○ 兇徒衆と聚む



凡て兇徒の衆を聚むるは從にして情輕きと懲役三年附和  
隨行ひて火と放つものは從よして火と放つものも二等を  
減じ懲役十年誘脅れて不得己火を放つもの懲役三年又  
た衆を聚め訟と構へて官よ強逼るといへども良民を擾り  
よ詰するもの首の懲役十年從は一等と減ぜられ從の情  
輕きは二等と減せらる物價貴騰といへどこの事犯者なき  
は豐作泰平の兆なるべし

○夜故なく人の家よ入る

凡て夜中何の故もあくして人の家よ立入るもの答三十  
お處せらるその家主即時よ殺死とさし罪を論せらるす人  
の家よ入る時は注意べし強竊盜と疑はるゝとも申し分立  
ざる事なり

○盜賊の窗主

凡て強盜の窗主が造意するもの自身が行はぬとまた  
贓を分つものは行ふものと罪の同トもし行はず又た贓と  
も分たぬもの懲役二年よ處せらるその盜情と知らずし  
て暫時停めしものは罪せられず又竊盜の窗主せしもの  
情を知るもの贓を分つものと固より罪せられ又た盜贓た  
る事と知りつゝ故らに買もの再犯以上と一等を累ねて  
加へらるりの罪重きと懲役三年よ止めらる人の窗主を奇  
そものは常に注意し不良心を起さぬよふ慎み惡漢と見認  
めしなれを直ち官衙へ訴出づべし

○謀殺

凡て人を謀殺するよ造意者之斬罪從よして加功するもの



と絞罪加功せるものは懲役十年若し傷付けて死せざる者  
 意者は絞罪従よして加功せる者の懲役十年加功せざる者  
 は懲役三年若し謀つて已お行ふといへどもいまだ人と傷  
 付ざる時造意者の懲役三年従は同じく行かぬといへど  
 も杖刑一百その造意者は並よ身行ぬといへどもなと首  
 となして論せらる従にして行ぬもののおのく行かひ  
 て加功せざるものお一等と減せらる若し謀殺およつて財  
 と得るものお強盗お同じく首従を分たずして罪を論せら  
 る○凡て人と殺さんと謀り未だ行ぬといへども謀殺の  
 状跡ある首と懲役百日従の懲役五十日又た凡て謀殺己  
 み行ひ未だ行ぬの罪犯並に罪死するお至らぬ者處斷  
 し終れを親屬鄰佐お再犯との念なきことと保證せしめ始

めて放還することを聽るす若し保證人おければ獄の規則  
 に照して懲治權お入れ悔過の日を待ち始めて放還するこ  
 とと聽さる凡て人を殺さんと謀り已お行ふてその人知り  
 覺り奔逃げ未だ傷と受けぬといへども失踪及び水お落ち  
 る等奔脱およつて他所お死するもの造意者の懲役十年  
 従たるもの懲役三年若し兇悍お迫らるて當時失踪し  
 死るもの造意者の懲罪従ふるもの懲役十年又た凡て人  
 と謀殺せんと欲して謀を擧る時その謀らるゝの人謀機を  
 知り覺りて却つて謀者を殺すもの故殺律により已お行  
 ふ時に臨み却つて殺すものは論せられず又た凡て嬰兒を  
 殺すもの各等親を照し謀故殺の本條およつて科斷せら  
 るもし穩婆囑託を受けて殺すもの囑託しものと罪の同



ト

○官吏と謀殺す

凡て勅任官と謀殺するお已も行ふもの首は懲役十年従之  
 懲役七年已に傷付くるもの首は斬罪従ふ去て加功するも  
 のは懲役終身加功せざるもの懲役十年已に殺すものは  
 皆斬罪となる奏任官と謀殺するお已に行ふもの首の懲役  
 七年従ひ懲役五年已に傷付るもの首の絞罪従ひして加功  
 するものは懲役終身加功せざるものは懲役十年殺すもの  
 は皆斬罪とある判任官と謀殺するお已も行ふもの首の懲  
 役五年従ひ懲役三年已に傷付るもの首は絞罪餘は前に同  
 じ

○祖父母父母を謀殺す

凡て祖父母父母及び伯叔父母姑兄姉もしくは外祖父母夫の  
 祖父祖母を謀殺するお已も行ふもの絞罪殺すもこれ  
 皆斬罪あり父母殺しの如き往古の槩木懸けられ又た  
 梟首となりしが今は絶へてこの大罪と犯すもの無く亦た  
 この槩木梟首の廢されたり

○姦夫を殺す

凡て妻妾が人と姦通するお本夫は姦所よをいて自ら姦夫  
 姦婦と獲て則時小殺すものは論せられず若し本夫止た姦  
 夫と殺すもの姦婦の和姦律に依り罪を科せらる止た姦  
 婦と殺すもの姦夫の懲役十年本夫の並び論せられず  
 ○凡て姦夫自ら本夫を殺すもの姦婦情を知らずといへ  
 ども懲役終身又た凡て姦婦自ら本夫を殺すもの姦夫果し



て情と知らざれば止だ姦罪を科せたる又た凡て姦婦過ち  
 悔ひ拒絶せる姦夫と姦好の續き難きを恨とて本夫及び祖  
 父母父母と殺死すもの拒絶の證據明白なれば婦女の止だ  
 姦罪と科せらる又た凡て姦夫姦婦姦所に於て本夫と瞳見  
 られ直ちお脱逃れするも本夫即時お逐ひ掛けて門外に至  
 り殺すもの姦所と同じ若し姦所及び即時非ずして姦  
 夫を殺傷する者審糾するも姦情確實され心門殺傷も二等  
 を減せたる止だ姦婦を殺傷するもの折傷以上の門殺傷も  
 五等と減ぜらる姦夫の和姦本條も依らる若し姦情曖昧據る  
 ちくして男婦を殺傷するもの各謀殺故殺門殺傷の本條  
 に依らる今世戸籍しお妻にあらざり又お妾にあらざるもの  
 多く往々こそ等の事より生涯を愆まるものあり注意せざ

るべからず

○毒薬人と殺す

凡て毒薬を用ひて人を殺し及び薬おて死せざるもの各  
 謀殺律に依て論せたる買て未だ用ひざるもの懲役二年  
 半情と知て毒薬を賣るもこれの同罪罪と懲役十年と止めら  
 る知らざるもの坐せられず

○門毆及び故殺と

凡て門毆人を殺すもの懲役終身又凡て亂毆して人を  
 殺し傷の先後輕重と知らざるもの原謀あれを原謀者を懲  
 役終身お處せたる若し原謀共毆さる初め門者と懲役  
 終身お處せたる原謀者の懲役十年餘人は並び懲役九十  
 日又た凡て同謀共人を毆ち傷皆致命おして即時身死を



れを後に手と下し傷を成すこと重きものを懲役終身に處せらる若し時日を経て身死するに至るもの何の傷よて死に致すことを究明して傷をあすふと重きものと懲役終身に處せらる若し原謀共におこらる亦に致命重傷を爲すお係す原謀者を懲役終身に處せらる

○ 戲に人を殺傷つく

凡て戯れより人を殺し傷付るものは門傷お二等と減せらる若し高さお乗り危きを履き因て相ひ戯れ殺傷付るもの一等を減せらる

○ 誤つて傍の人を殺す

凡て門毆して誤つて傍らの人を殺し傷付るもの門殺傷に準じて論せられ罪懲役十年止めらる

明治十三年五月十八日御届  
年六月 日出版

(定價五錢)

編輯兼出版人

東京府平民野田與三治郎  
西區新町南通一丁目四十二番地寄留

賣捌所

- |            |    |      |
|------------|----|------|
| 新町南通壹丁目    | 開成 | 舎    |
| 備後町中橋筋東へ入  | 泉萬 | 助    |
| 本町四丁目      | 岡嶋 | 支店   |
| 堂島中壹丁目     | 静雲 | 堂    |
| 心齋橋筋瓦町角    | 北尾 | 新聞店  |
| 豊後町松屋町西へ入  | 小池 | 松太郎  |
| 千日前        | 道樂 | 舎    |
| 順慶町心齋橋筋西へ入 | 安田 | 與三郎  |
| 長堀中橋南詰     | 白柳 | 彌助   |
| 末吉橋通四丁目    | 和田 | 喜三郎  |
| 船越町貳丁目     | 日集 | 舎    |
| 大阪停車場      | 福田 | 小間物店 |



江戸堀南通貳丁目	攝海社
北新地櫻橋北詰	笑々社
花屋橋北詰	馬場慎造
常安橋南詰	岸本寶惠堂
西京新京極通	太田權七
神戸長狹通	弘徳舎
同相生橋	日弘堂

出版目録

野路の花續物語

卷之一分同 合冊定價  
六迄出版 三十七錢

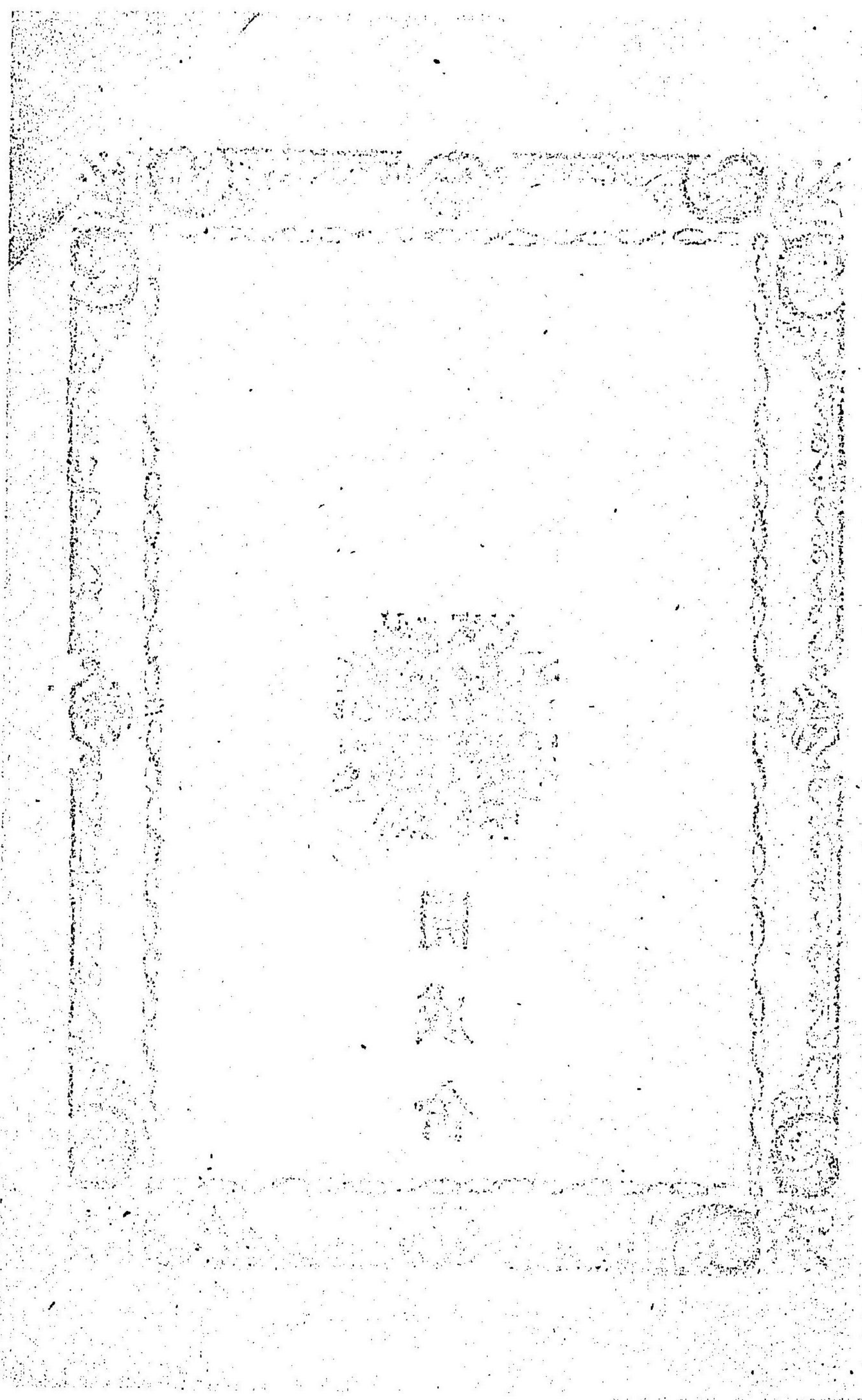
山家の錦出世鏡

近刻

盆栽會艷色根源

近刻

右ノ他諸新聞賣捌所並ニ各繪州紙屋ニモ差出置候間  
購求御最寄ニテアラシクナセ







開成舍



特54  
459

明治十三年

知律の捷徑

第六月出版

036285-000-0

特54-459

知律の捷徑

野田 与三治郎 / 編

M13

BBP-1020

